

日本高野連発第 13-0101 号
平成 26 年 1 月 20 日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿
加 盟 校 学 校 長 殿
同 野 球 部 責 任 教 師 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟
会 長 奥



元プロ野球関係者の学生野球資格回復に関する 研修制度と資格回復後の運用について

表題の件に関し、当連盟では日本学生野球協会ならびに全日本大学野球連盟と、プロ野球関係団体（日本野球機構、日本プロ野球選手会、日本プロ野球OBクラブ）との間で協議を続けて参りました。

その結果、学生野球資格回復を希望する元プロ野球関係者に、プロ野球側が主催する研修会と学生野球側が主催する研修制度を設け、その両方の研修を修了した者が日本学生野球協会の適性審査を申請できることとしました。（経過については別紙参照）

その後、元プロ野球関係者が日本学生野球協会で適性審査を受け、認定されれば大学野球部あるいは高等学校野球部の指導ができることとなりますが、常勤の職員として雇用される以外はいわゆる外部指導者としての位置付けになります。

今回の元プロ野球関係者に対する学生野球側の研修会は、外部指導者として事前に理解しておいてほしい基本的な事柄を2日間にわたって受講、理解してもらうことを目的に実施しました。

元プロ野球関係者に対する学生野球側の研修会は、今年度、東京と大阪で昨年12月から本年2月かけて合計4回開催。その研修修了者は学生野球憲章第16条で定める適性審査を受けることができ、すでに昨年12月の研修修了者で適性審査を日本学生野球協会に申請した方は本日（1月20日）、2月の研修修了者（昨年12月の修了者の一部含む）は3月4日に日本学生野球協会の適性審査委員会を経て学生野球資格を回復することになります。これにより資格回復した元プロ野球関係者が、高校野球においては都道府県高等学校野球連盟を通じて指導を申し出てくることとなります。

高校野球では、加盟校がこの制度を利用して資格回復された元プロ野球関係者から指導を受けたい場合、元プロ野球関係者が指導可能な都道府県をそれぞれの都道府県高等学校野球連盟に申し出て、それを受けた都道府県高等学校野球連盟がホームページ上に登録者名簿を掲載、その中から加盟校が所属する都道府県高等学校連盟を通じ希望する登録者を紹介してもらい、学校と登録者の間で調整し「学生野球指導登録者の指導届」（別紙）を提出していただきます。この方式は、元プロ野球関係者が加盟校を指導するに当たり第三者が介入することのないようにするため、当面3年間はこの手続きを行うこととしました。

元プロ野球関係者の受け入れについて、今後疑義（問題、疑問点、質問等）が生じましたら所属高等学校野球連盟を通じてご連絡下さい。プロ野球関係団体は、学生野球の健全化が損なわれることのないよう、今後の取り扱いについても全面的に協力する旨申し出ています。

つきましては、大変遅くなりましたが元プロ野球関係者の受け入れに至った経過と、当面の問題点、さらには学生野球資格回復者から指導を受ける場合の手続き等の要領を別紙の通りお知らせします。

都道府県高等学校野球連盟および各加盟校におかれましても、これらの経過を踏まえご理解を賜れば幸いです。

また、高校野球の健全な発展を期する上で、今後は教員以外の外部指導者にも学校における運動部活動の位置付けや管理体制の仕組みなどを十分把握してもらう必要があります。

なお、「元プロ野球関係者の学生野球資格回復容認の経緯」などの資料は、日本高等学校野球連盟のホームページにも掲載しますのでご参照下さい。

<送付資料>

1. 元プロ野球関係者の学生野球資格回復容認の経緯
2. 資格回復後から指導までの手続きについて
3. 「学生野球指導登録」（様式1）<元プロ野球関係者用>
4. 「学生野球指導登録者の指導届」（様式2）<加盟校用>

以上